00908

鳥取縣公報

昭和十六年七月二十五日　金曜日

第千二百五十三號

本書ノ大キサハ國定規格A5判

告示

◇鳥取縣告示第六百四號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左記ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區內ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月二十五日

鳥取縣知事　八田三郎

一　組合ノ名稱及地區

（イ）名稱　鳥取縣陶磁器商組合聯合會

（ロ）地區　鳥取縣一圓

二　構成員タル資格

地區內ニ於テ陶磁器ノ販賣ヲ業トナス者

三　統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

（イ）額

因幡燒（紬藥品）

種別	品種	規格	單位	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格	備考
普通壺	六斗入	一等品	一個	七、五三〇圓	一〇、〇〇〇圓	
同	同	二等品	同	五、三七〇	七、一四〇	
同	五斗入	一等品	同	五、一八〇	六、八九〇	
同	同	二等品	同	三、六八〇	四、八九〇	
同	四斗入	一等品	同	三、九六〇	五、二七〇	
同	同	二等品	同	二、八四〇	三、七八〇	
同	三斗入	一等品	同	二、九八〇	三、九七〇	
同	同	二等品	同	二、一四〇	二、八五〇	
同	二斗入	一等品	同	一、九六〇	二、六一〇	
同	同	二等品	同	一、四〇〇	一、八六〇	
同	一斗五升入	一等品	同	一、六一〇	二、一四〇	
同	同	二等品	同	一、一五〇	一、五三〇	
同	一斗入	一等品	同	一、三八〇	一、八四〇	
同	同	二等品	同	、九九〇	一、三二〇	
同	八升入	一等品	同	一、〇三〇	一、三七〇	
同	同	二等品	同	、七三〇	、九七〇	
同	五升入	一等品	同	、八二〇	一、〇九〇	

同	同	二等品	同	、五七〇	、七六〇	
同	三升入	一等品	同	、五六〇	、七五〇	
同	同	二等品	同	、四一〇	、五五〇	
同	二升入	一等品	同	、四〇〇	、五三〇	
同	同	二等品	同	、二八〇	、三八〇	
同	一升入	一等品	同	、二〇〇	、二七〇	
同	同	二等品	同	、一四〇	、一九〇	
同	五合入	一等品	同	、一三〇	、一七〇	
同	同	二等品	同	、〇九〇	、一二〇	
押蓋付切立壺	二斗入	一等品	同	二、九四〇	三、九二〇	
同	同	二等品	同	二、三五〇	三、一三〇	
同	一斗五升入	一等品	同	二、三五〇	三、一三〇	
同	同	二等品	同	一、八八〇	二、五〇〇	
同	一斗入	一等品	同	二、〇〇〇	二、六六〇	
同	同	二等品	同	一、五九〇	二、一二〇	
同	八升入	一等品	同	一、七六〇	二、三四〇	
同	同	二等品	同	一、四一〇	一、八八〇	
同	五升入	一等品	同	一、二四〇	一、六五〇	
同	同	二等品	同	、九九〇	一、三二〇	
同	三升入	一等品	同	、八二〇	一、〇九〇	

00911

同		二等品	同	、五六〇	、七四〇
腰丸切立壺	五斗入	一等品	同	七、八六〇	一〇、四五〇
同		二等品	同	五、六九〇	七、五七〇
同	四斗入	一等品	同	五、二四〇	六、九六〇
同		二等品	同	四、一九〇	五、五七〇
同	三斗入	一等品	同	三、九三〇	五、二二〇
同		二等品	同	三、一〇〇	四、一二〇
同	二斗入	一等品	同	二、四二〇	三、二二〇
同		二等品	同	一、七〇〇	二、二六〇
同	一斗五升入	一等品	同	二、〇六〇	二、七六〇
同		二等品	同	一、四八〇	一、九六〇
同	一斗入	一等品	同	一、七四〇	二、三一〇
同		二等品	同	一、二四〇	一、六五〇
同	八升入	一等品	同	一、三一〇	一、七四〇
同		二等品	同	、九九〇	一、三二〇
同	五升入	一等品	同	一、〇六〇	一、四一〇
同		二等品	同	、八五〇	一、一三〇
同	三升入	一等品	同	、五八〇	、七八〇
同		二等品	同	、四七〇	、六二〇
荒燒壺	一石入	一等品	同	一四、一四〇	一八、八一〇

00912

同		二等品	同	一一、三一〇	一五、〇五〇
同	八斗入	一等品	同	一〇、六一〇	一四、一一〇
同		二等品	同	八、四八〇	一一、二八〇
同	七斗入	一等品	同	九、四三〇	一二、五四〇
同		二等品	同	七、五四〇	一〇、〇三〇
同	六斗入	一等品	同	七、五三〇	一〇、〇〇〇
同		二等品	同	五、三七〇	七、一四〇
同	四斗入	一等品	同	三、五三〇	四、七〇〇
同		二等品	同	二、八二〇	三、七六〇
賣場壺	一斗入	一等品	同	二、三五〇	三、一三〇
同		二等品	同	一、八八〇	二、五〇〇
同	八升入	一等品	同	一、七六〇	二、三五〇
同		二等品	同	一、四一〇	一、八八〇
蓋付壺	一斗入	一等品	同	二、六二〇	三、四八〇
同		二等品	同	一、九六〇	二、六一〇
同	八升入	一等品	同	二、三五〇	三、一三〇
同		二等品	同	一、七〇〇	二、二六〇
同	五升入	一等品	同	一、二七〇	一、六八〇
同		二等品	同	、九〇〇	一、二〇〇
同	四升入	一等品	同	、九一〇	一、二一〇

同	二等品	同	、六五〇	、八七〇
同	三升入	一等品	同	一、一三〇
同	同	二等品	、八五〇	、七八〇
同	二升入	一等品	、五八〇	、七八〇
同	同	二等品	、四五〇	、六〇〇
同	一升入	一等品	、三九〇	、五二〇
同	同	二等品	、二六〇	、三四〇
同	五合入	一等品	、二三〇	、三一〇
同	同	二等品	、一五〇	、二〇〇
同	三合入	一等品	、一七〇	、二二〇
同	同	二等品	、一三〇	、一七〇
同	二合入	一等品	、一四〇	、一九〇
同	同	二等品	、一一〇	、一五〇
同	一合入	一等品	、一三〇	、一七〇
同	同	二等品	、一〇〇	、一三〇
火鉢	丸形三尺	一等品	四七、一六〇	六二、七二〇
同	同	二等品	三七、七二〇	五〇、一七〇
同	丸形二尺	一等品	二三、五八〇	三一、三六〇
同	同	二等品	一八、八六〇	二五、〇八〇
同	丸形尺五	一等品	一一、七九〇	一五、六八〇

同	二等品	同	九、四三〇	一二、五四〇
同	丸形一尺	一等品	三、五三〇	四、七〇〇
同	同	二等品	二、八二〇	三、七六〇
同	切立形一尺	一等品	二、三五〇	三、一三〇
同	同	二等品	一、八八〇	二、五〇〇
同	切立形九寸	一等品	一、七六〇	二、三五〇
同	同	二等品	一、四一〇	一、八八〇
同	切立形七寸	一等品	一、〇六〇	一、四一〇
同	同	二等品	、八五〇	一、一三〇
コネ鉢	口付特大	一等品	一、七六〇	二、三五〇
同	同	二等品	一、四一〇	一、八八〇
同	口付大	一等品	一、〇四〇	一、三九〇
同	同	二等品	、七九〇	一、〇六〇
同	口付中	一等品	同	、九五〇
同	同	二等品	、五二〇	、六九〇
同	口付小	一等品	同	、六〇〇
同	同	二等品	、三二〇	、四三〇
同	口無特大	一等品	一、七六〇	二、三五〇
同	同	二等品	一、四一〇	一、八八〇
同	口無大	一等品	、九八〇	一、三〇〇

同	二等品	同	一、七五〇	一、〇〇〇
同	口無中	一等品	同	一、六五〇	一、八七〇
同	同	二等品	同	一、四七〇	一、六二〇
同	口無小	一等品	同	一、三九〇	一、五二〇
同	同	二等品	同	一、二八〇	一、三八〇
摺鉢	特大	一等品	同	一、九六〇	一、二八〇
同	同	二等品	同	一、六五〇	一、八七〇
同	大	一等品	同	一、六五〇	一、八七〇
同	同	二等品	同	一、五二〇	一、六九〇
同	中	一等品	同	一、四五〇	一、六〇〇
同	同	二等品	同	一、三九〇	一、五二〇
同	小	一等品	同	一、三九〇	一、五二〇
同	同	二等品	同	一、三二〇	一、四三〇
エスリ鉢	大	一等品	同	一、三二〇	一、四三〇
同	同	二等品	同	一、二六〇	一、三四〇
同	中	一等品	同	一、二二〇	一、二九〇
同	同	二等品	同	一、一四〇	一、一九〇
同	小	一等品	同	一、一〇〇	一、一三〇
同	同	二等品	同	一、〇七〇	一、一〇〇
目無摺鉢	三尺	一等品	同	一〇、六一〇	一四、一一〇

同	同	二等品	同	八、四八〇	一一、二八〇
同	二尺	一等品	同	三、五三〇	四、七〇〇
同	同	二等品	同	二、八二〇	三、七六〇
同	尺五	一等品	同	二、三五〇	三、一三〇
同	同	二等品	同	一、八八〇	二、五〇〇
同	片口大	一等品	同	一、二八〇	一、三七〇
同	同	二等品	同	一、一九〇	一、二六〇
同	中	一等品	同	一、一七〇	一、二二〇
同	同	二等品	同	一、一三〇	一、一七〇
同	小	一等品	同	一、一一〇	一、一五〇
同	同	二等品	同	一、〇九〇	一、一二〇
ゴロハチ碗	青三寸五分	一等品	同	一、六五〇	一、八七〇
同	同	二等品	同	一、三九〇	一、五二〇
同	白三寸五分	一等品	同	一、三九〇	一、五二〇
同	同	二等品	同	一、二六〇	一、三四〇
同	並三寸五分	一等品	同	一、一八〇	一、二四〇
同	同	二等品	同	一、一四〇	一、一八〇
大根摺	一尺	一等品	同	一、七〇〇	一、九四〇
同	同	二等品	同	一、四七〇	一、六二〇
同	八寸	一等品	同	一、四七〇	一、六二〇

同	同	二等品	同	、三七〇
同	五寸	一等品	同	、一八〇
同	同	二等品	同	、一四〇
燈明皿	燈臺付	一等品	同	、一〇〇
同	同	二等品	同	、〇七〇
油皿	大	一等品	同	、〇六〇
同	同	二等品	同	、〇五〇
同	中	一等品	同	、〇四〇
同	同	二等品	同	、〇三〇
同	小	一等品	同	、〇三〇
同	同	二等品	同	、〇一五
志瓶	大	一等品	同	、八二〇
同	同	二等品	同	、六五〇
同	小	一等品	同	、五八〇
同	同	二等品	同	、四七〇
				、五〇〇
				、二四〇
				、一八〇
				、一三〇
				、一〇〇
				、〇八〇
				、〇六〇
				、〇五〇
				、〇四〇
				、〇四〇
				、〇三〇
				一、〇九〇
				、八七〇
				、七八〇
				、六二〇

(一) 本表價格ハ鳥取縣陶器業組合、檢査合格證印ヲ表示セル陶器ノ價格トス

(二) 本表卸賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡シ價格トシ荷造費ヲ含ムモノトス

(三) 本表小賣業者最高販賣價格ハ賣主店先渡シ裸價格トス

四　認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 實施ノ日　昭和十六年七月二十五日

認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合事務所及組合員ノ營業所ニ掲示スベシ

◇鳥取縣告示第六百五號

公有水面埋立竣工期間伸長ノ件左記ノ通許可セリ

昭和十六年七月二十五日

鳥取縣知事　八田三郎

記

一　埋立ノ場所　氣高郡湖山村字福井下灘ノ二、三二九五番三、二九七番三、二九八番ノ一地先湖山池公有水面六段四畝二十七歩

一　竣功期日　昭和十六年五月九日

一　竣功伸長期間　昭和十八年九月三十日迄

一　申請人　氣高郡大郷村大字福井　福安千代藏

◇鳥取縣告示第六百六號

昭和十五年十一月鳥取縣告示第九百二十號青年學校教員資格認可細則中左ノ通改正ス

昭和十六年七月二十五日

鳥取縣知事　八田三郎

第三條第五號ノ次ニ「六、陸海軍ノ豫備役將校、准士官タル者ニシテ一年以上公立青年學校專任ノ教員トシテ教練科ノ教授及訓練ヲ擔當セル者」「七、陸海軍ノ豫備役下士官タル者ニシテ二年以上公立青年學校專任ノ教員トシテ教練科ノ教授及訓練ヲ擔任モル者」ヲ加フ

第四條中「其ノ他職業科又ハ家庭科ニ關シ」ヲ「其ノ他職業科、家庭科又ハ教練科ニ關シ」ニ改ム

第五條第二號中「其ノ他ニアリテハ職業科、家庭科ニ關シ」ヲ「其ノ他ニアリテハ職業科、家庭科又ハ教練科ニ關シ」ニ改ム

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

00919

彙報

園藝作物の雨後の對策

（農務課）

六月中旬以來の陰雨に本縣下の農作物、園藝作物其の他の被害は甚大なものがあり、食糧の增產に益々奮進しなければならない今日、此の儘に放置して置いたならば大減產を來して到底所期の增產は圖られ難いので、縣では早速植え終つたばかりの水稻の善後對策に付て各農家の注意を喚起し、目下之が具体的方策を示して極力增產目標へと努力しつゝあるのであるが、更に園藝作物に付ても雨後の對策を講じて增產陣の搖ぎなきを期することゝなつた。其の對策は次の通りである。

一　果　樹

△梨　今後サビダニ、ミドリアマコ等大發生を見る虞れがあるので、直にデリス乳劑其の他を撒布して之が防除をなすと共にボルドウ溶撒布を勵行し、併せて早急に追肥の施用を完了し、又綠枝の間引を行ふこと。平坦地に於ては排水に努めると共に除草を勵行し、園內の鬱蒸を防止すること。

△柿　直に八斗式ボルドウ液（石灰六〇〇匁）一斗に付き砒酸鉛十五匁を混入撒布して蔕虫を防ぐと共に落葉病の豫防をなすこと。

△葡萄　二番蔓を一芽殘して摘除し、夏季剪定を行つて園を明るくすると共に石灰ボルドウ液（石灰六〇匁）を撒布し、黑痘病、炭疽病等の蔓延を防止すること。併し剪定は葉を採り過ぎてはならぬ。

二　蔬　菜

△胡瓜　何はさて措いても一日も早く石灰ボルドウ液（石灰六〇匁）を撒布し、追肥として人糞尿等を施し畦溝を搔き上げること。

△トマト　今後青枯病が發生する虞れがあるので、草木灰を施し畦溝の土を以て土寄せを行ひ、下葉の土に汚れてゐるのを取除くと共にボルドウ液撒布を直に勵行すること（結果中なれば石灰半量式）

00920

△茄子　トマトニ準じて行ふこと。

△西瓜　雨後蔓割、炭疽病等の發生が多くなる虞れがあるから畦溝を搔き上げて排水を良くすると共にボルドウ液を撒布し尙ほ瓜守（ウリバエ）の幼虫が根元に害をなすので硫酸ニコチン加用石灰液八〇〇倍又はデリス石灰液等を一株に二、三合位灌注すること。

△里芋　雨のため特に軟弱徒長してゐるから、肥料切れの虞れのあるものは直に窒素肥料の追肥と共に草木灰を施して土寄せをする必要がある。

△葱頭　雨のため收穫貯藏中腐敗するものが多いので、日陰に薄く擴げて乾かすと共に腐敗球を除去すること。此の外の作物に付ても適宜以上の方法に準じて行ふこと。

尙ほ今後水害、病害等に依つて生育不能となつたものは、其の代作として美濃早生大根、三寸人參、夏蒔甘藍等を播種すること。

（注意）ボルドウ液の代りにクポイドを使用してもよい。

異狀天候と稻作

發育の促進に努力し　遲出來と病害を警戒

（農務課）

今年の稻作は苗代期に於て既に幾分徒長の傾向があつたのであるが、本田植付後の陰鬱な天候の上、氣溫も平年より四度位低く食糧增產の最も重要な刻下の國情からいつてまことに憂慮すべき事情にある。嘗て昭和六年にこのやうなことがあつて、あの時は八月に入つて天候は恢復したけれども遂に減收をまぬがれなかつた例もあるので、今年の稻作についてはくれ〴〵もその處置に深甚の注意と管理を怠つてはならない。

本年の稻作で最も注意すべきことは、一刻も早く稻の發育を促してその分蘖を速かにすることと、遲出來にならぬやう土地に應じて適正な措置を講じ、且つ病害に對する防除を怠らぬことである。

今その栽培上特に注意すべきことを記すと次の如くである。

1　灌漑

灌漑水を暖くすることは最も重要であるが、その爲には用

水が川から田圃に入るまでに成るべく長時間日光に觸れしめる必要があるから、用水路兩側の雜草を綺麗に刈り取つてその直射を充分にすることが大切であるし、又成るたけ中途に水を湛えて水が溫るやうにせねばならぬ。そして早朝よりも午後から夕方までの日光をよく受けて溫まつた水を入れるやうにする。又灌漑はなるべく淺くして深水を避け、しかもあまり排水に過ぎぬやうにせねばならぬ。

2　中耕・除草

既に施してある基肥の分解をよくして根の發育を良くするために、中耕除草はなるべく早く行つて土中に日光の溫熱と空氣をよく透通させ、特に基肥として未熟な堆肥や紫雲英を多く施してゐる田では一層注意して除草回數を多くし、且つ時期の遲れぬやう止草を終つて生育の促進を圖らねばならぬ。

3　追肥

土質や品種及び既に施した基肥を考慮し、その生育狀況によつて追肥の種類や量を考へねばならぬが、特に肥料を施し過ぎぬやうにして三要素の適當な配合に氣をつけ稻の强剛な生育を計らねばならぬ。又紫雲英などのやうな有機質肥料や石灰窒素などを基肥に單用せる場合は、過燐酸石灰や草木灰等の燐酸加里肥料を施用しなければならない。尙追肥はなるべく七月中に終るやう注意して、遲出來にならぬやうにすることが肝要である。

4　稻熱病

今年のやうな天候の時には殊に稻熱病の發生する危險があるから、常に注意して早期發見に注意し、發生の兆があつたら速かにクボイト一封度を水一石に稀めたものか、又は展着劑加用六斗式過石灰ボルドウ液をを反當八斗乃至一石の割に一・二回撒布して蔓延を防がねばならぬ。

尙ズリコミイモチに對しては、排水して石灰又は木灰を撒布し、土壤をよく攪拌して根の發育に努めることが必要である。

僅かな油斷や、多忙にまぎれての勞力の出し惜みから適當な時期に於ける適正な措置を怠つて、增加し得る株張りを少くしたり稻を遲出來にして收穫を減らすやうなことがあつては、たゞに折角の一年の苦心を水泡に歸せしめるばかりでなく、食糧增產報國の銃後の務めを怠ることとなつて、農家として國家のため洵に相濟まぬわけであるから、指導の位置にある人も一般農家も細心の注意と萬全の措置を講じて、本年の異狀な天候を克服して增產の目的を達成し得るやう、各位の奮鬪を希望してやまない。

文部省推薦レコード

（社會教育課）

△國民學校の歌 行進曲國民學校の歌	朝日新聞社選定詞 東京音樂學校作曲	東京音樂學校管絃樂團演奏	一枚	コロンビア 一〇〇二四八
△歌を忘れたカナリヤ 木の葉のお舟	成田爲三作曲 中山晋平作曲	服部正編曲 服部正編曲	一枚	ビクター 四一七七
△戰陣訓の歌	古川英治作詞 大日本雄辯講談社選定曲 佐藤長助編曲	內田榮一演奏 キング合唱團	一枚	キング 五七〇二五
△われら空の子	大木淳夫作詞 古賀政男作曲	藤山一郎演奏	一枚	コロンビア 一〇〇二二一
△「王陵」破		神社音樂協會演奏	一枚	ポリドール 五一〇六
△海道東征	北原白秋作詞 信時潔作曲	東京音樂學校演奏	八枚	ビクター 自五〇一 至五一四
△薩慈		第二十一世一朝軒演奏	一枚	キング 五二〇二一
△楠公	榎本虎彥作詞 十三代目杵屋六左衛門作曲	九世芳村伊四郎演奏	四枚	キング 自五二〇一 至五二〇一七四
△嵐を衝いての人の歌	東辰三作詞並作曲	東京リーダーターフェルフェライン	一枚	ビクター A四一八六
△組曲「亡き子に」	秋吉元作詞 秋吉元作曲	關種子演奏	一枚	ポリドール P五一三六

00923

△日本風のタッゴ　高木東六作曲　日本ビクター　一枚　ビクター A四二一七
朝鮮の太鼓

△武藏野　久保田宵二作詞　藤山一郎　コロンビア
みどりの木蔭に　弘田龍太郎竹岡信幸作曲　加古三枝子演奏　一枚　三二〇〇九

◎行旅死亡人

一　本籍住所職業年齢不詳ナルモ推定年齢五十歳位ノ男子
二　人相、身長五尺三寸位痩タル方頭部及顏面日數經過ノ爲不明丸顏
三　著衣、五番小縞單衣ノ下ニ白木綿襦絆ヲ着シ木綿白長パッチノ上ニ白木綿ハゼカケ脚絆ヲ付テ黑足袋ノ上ヨリアサヒ印十一文位ノ古地下足袋ヲ穿ツ
四　所持品　ナシ
五　右ハ五月十六日午後四時二十分名西郡藍畑村大字第十堰ニ溺死漂着致候ニ付假埋葬取計置候條心當リノ者ハ當該村長宛申出ズベシ
六　取扱者　德島縣名西郡藍畑村長
右心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

一　本籍、住所、氏名、年齡、性別、職業
自稱　宮城縣刈田郡園田村字小村崎
村上與三郎　八〇歲
男　農業
一　人相特徵身長五尺三寸、頭部薄禿、痩形、顏面々長、白シ齒並揃ヒ居ルモ幾分反齒ナリ
一　着衣、遺留品　パナマ帽子、黑縞羽織（縞目薄シ）縞目ノ羽織（羽織二枚着用）縱縞ノ袷、セル地袷（袷二枚着用）、黑帶、夏メリヤスシヤツ盲地紺色股引、紺足袋、竹皮草履、黑皮煙草入、財布縞地ノモノ金十二圓四十五錢在中
一　取扱ノ經過　昭和十六年五月二十日午後六時本村目名驛、蘭越驛中間附近ニ於テ行倒レ居タルモノヲ加療セシモ五月二十二日午前十一時死亡シタルニ依リ蘭越共同墓地ニ假埋葬ス
一　取扱者　北海道磯谷郡南尻別村長
心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

正誤

昭和十六年七月十八日付鳥取縣公報登載鳥取縣令第三十五號中左ノ通正誤ス

頁	段	及	行	誤	正
六	八	行	目九行目	「最寄農產物檢査出張所」	「最寄農產物檢査所出張所」

昭和十六年七月廿五日印刷
昭和十六年七月廿五日發行
鳥取縣鳥取市東町
發行者　鳥取縣
鳥取縣氣高郡大正村大字古海
印刷所　鳥取刑務支所